

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 …………… 租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令 …… 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則 …… 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div>	<p>(同左)</p>
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第70条の7（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係）〕 70の7-1～70の7-11の2 （省略） <u>70の7-11の3 特定特別関係会社の意義等</u> 70の7-12～70の7-45 （省略） 〔措置法第70条の7の2（（非上場株式等についての相続税の納税猶予）関係）〕 70の7の2-1～70の7の2-14の2 （省略） <u>70の7の2-14の3 特定特別関係会社の意義等</u> 70の7の2-15～70の7の2-49 〔措置法第70条の7の4（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）関係）〕 70の7の4-1～70の7の4-12 （省略） (削除)</p> <p>〔措置法第70条の12（（相続税の物納の特例）関係）〕 <u>70の12-1 環境大臣の収納確認書の取扱い</u></p> <p>〔措置法第70条の2（（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係）〕</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>〔措置法第70条の7（（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係）〕 70の7-1～70の7-11の2 （同左） (新設) 70の7-12～70の7-45 （同左） 〔措置法第70条の7の2（（非上場株式等についての相続税の納税猶予）関係）〕 70の7の2-1～70の7の2-14の2 (新設) 70の7の2-15～70の7の2-49 〔措置法第70条の7の4（（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）関係）〕 70の7の4-1～70の7の4-12 （同左） <u>70の7の4-13 (平成22年改正前措置法第70条の7、第70条の7の2及び第70条の7の4の規定による非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</u> (新設) (新設)</p> <p>〔措置法第70条の2（（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係）〕</p>

改正後	改正前
<p>(住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の2—3 措置法第70条の2第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利については、70の3—2((住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等))(<u>注</u>3を除く。)を準用する。</p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の3—2 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利(以下70の3—2において「土地等」という。)<u>とは、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる土地等をいうことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>住宅用家屋の新築の場合</u></p> <p><u>家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約若しくは家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地等又は家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等</u></p> <p>(2) <u>住宅用家屋の取得の場合</u></p> <p><u>家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等</u></p> <p>(注)1 <u>贈与により取得した金銭が上記本文(1)に該当する土地等の取得の対価に充てられ、住宅用家屋の新築(措置法規則第23条の6第1項に規定する新築に準ずる状態を含む。以下70の3—2において同じ。)の対価に充てられた金銭がない場合であっても、当該土地等の取得の対価に充てられた金銭は住宅取得等資金に該当することに留意する。ただし、当該贈与があった日の属する年の翌年の3月15日までに、住宅用家屋の新築をしていない場合には、当該贈与により取得した金銭については措置法第70条の3第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>2 措置法第70条の3第1項第2号に規定する既存住宅用家屋の取得とともに取得するその敷地の用に供されている<u>土地等</u>とは、上記本文(2)の場合に準じた土地等をいうことに留意する。</p> <p>3 上記本文及び(注)2に該当する土地等以外の土地等の取得のための金銭(以下70の3—2において「土地等取得資金」という。)は、住宅取得等資金には該当しないことになるが、当該土地等取得資金を贈与により取得した同一一年中に住宅</p>	<p>(住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の2—3 措置法第70条の2第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利については、70の3—2((住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等))(<u>注</u>2を除く。)を準用する。</p> <p>〔措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係〕</p> <p>(住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地等)</p> <p>70の3—2 措置法第70条の3第1項第1号に規定する住宅用家屋の新築若しくは取得とともに取得するその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利とは、<u>住宅用家屋の新築の場合にあっては、家屋の新築請負契約と同時に締結された売買契約又は家屋の新築請負契約を締結することを条件とする売買契約によって取得した土地又は土地の上に存する権利(以下70の3—2において「土地等」という。)をいい、住宅用家屋の取得の場合にあっては、家屋とその敷地を同時に取得する売買契約によって取得したいわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等をいうことに留意する。</u></p> <p>(注)1 措置法第70条の3第1項第2号に規定する既存住宅用家屋の取得とともに取得するその敷地の用に供されている<u>土地若しくは土地の上に存する権利</u>とは、上記に準じた土地等をいうことに留意する。</p> <p>2 上記本文及び(注)1に該当する土地等以外の土地等の取得のための金銭(以下70の3—2において「土地等取得資金」という。)は、住宅取得等資金には該当しないことになるが、当該土地等取得資金を贈与により取得した同一一年中に住宅</p>

改正後	改正前
<p>取得等資金を当該贈与をした者より取得し、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等取得資金についても相続時精算課税の適用となることに留意する（70の3—4参照）。</p> <p>〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕 （贈与税の額に相当する担保） 70の7—8 措置法第70条の7第1項に規定する「<u>当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保</u>」とは、・・・</p> <p>（特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義） 70の7—11 ……これらの会社のうち措置法令第40条の8第5項第1号及び第2号の要件の<u>全て</u>に該当するものに係る非上場株式等が、・・・ (1) …… A=・・・ B=・・・ C=・・・と特別の関係がある者（<u>措置法令第40条の8第11項</u>に規定する者をいう。） がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額 a …… b …… （注） 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、<u>措置法令第40条の8第21項第2号</u>に規定する・・・ (2) ……</p> <p>（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義） 70の7—11の2 <u>措置法令第40条の8第21項第2号</u>に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」とは、・・・と特別の関係がある者（<u>措置法令第40条の8第11項</u>に規定する者をいう。）・・・</p> <p>（特定特別関係会社の意義等） 70の7—11の3 会社（以下70の7—11の3において「特定会社」という。）の措置法第70条の7第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社が同号ニに規定する風俗営業会社に該当する場合若しくは中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第2条に規定する中小企業者に該当しない場合又は当該特定特別関係会</p>	<p>取得等資金を当該贈与をした者より取得し、措置法第70条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、当該土地等取得資金についても相続時精算課税の適用となることに留意する（70の3—4参照）。</p> <p>〔措置法第70条の7（非上場株式等についての贈与税の納税猶予）関係〕 （贈与税の額に相当する担保） 70の7—8 措置法第70条の7第1項に規定する「<u>当該贈与税の額に相当する担保</u>」とは、・・・</p> <p>（特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義） 70の7—11 ……これらの会社のうち措置法令第40条の8第5項第1号及び第2号の要件の<u>すべて</u>に該当するものに係る非上場株式等が、・・・ (1) …… A=・・・ B=・・・ C=・・・と特別の関係がある者（<u>措置法令第40条の8第10項</u>に規定する者をいう。） がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額 a …… b …… （注） 措置法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社に該当するかどうかの判定において、<u>措置法令第40条の8第20項第2号</u>に規定する・・・ (2) ……</p> <p>（認定贈与承継会社から支給された給与等の意義） 70の7—11の2 <u>措置法令第40条の8第20項第2号</u>に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」とは、・・・と特別の関係がある者（<u>措置法令第40条の8第10項</u>に規定する者をいう。）・・・</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>社の株式等が非上場株式等に該当しない場合には、当該特定会社は認定贈与承継会社に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 特定会社の代表権を有する者と生計を一にする親族が措置法令第40条の8第1項第1号に規定する総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当するが、代表権を有する者と生計を一にしない親族が当該総株主等議決権数の過半数を有する会社は特定特別関係会社に該当しないことに留意する。</u></p> <p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7—12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . . の特別の関係がある会社並びに<u>同条第11項</u>の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> <p>(認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額)</p> <p>70の7—14 . . . 又は<u>措置法令第40条の8第12項</u>に定める医療法人 . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7—14の2 . . .</p> <p>1 . . . <u>措置法第70条の7第2項第5号</u>により計算する (<u>措置法令第40条の8第13項</u>の規定による100円未満の端数処理は行わない。)。</p> <p>(注) . . .</p> <p>2 <u>措置法令第40条の8第15項</u>の規定により、 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7—17 . . . が<u>あったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第43項及び第44項</u>の規定により行うことに留意する。</p> <p>(解散等をした場合等の意義)</p>	<p>(経営承継受贈者を判定する場合等の議決権の数の意義)</p> <p>70の7—12 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p>2 . . . の特別の関係がある会社並びに<u>同条第10項</u>の特別の関係がある者を判定する場合も上記に準じて行うことに留意する。</p> <p>(認定贈与承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額)</p> <p>70の7—14 . . . 又は<u>措置法令第40条の8第11項</u>に定める医療法人 . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等に係る贈与者又は認定贈与承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の贈与税額の計算)</p> <p>70の7—14の2 . . .</p> <p>1 . . . <u>同号</u>により計算する (<u>措置法令第40条の8第12項</u>の規定による100円未満の端数処理は行わない。)。</p> <p>(注) . . .</p> <p>2 <u>措置法令第40条の8第14項</u>の規定により、 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>(特例受贈非上場株式等の譲渡等の判定)</p> <p>70の7—17 . . . が<u>あったかどうかの判定は、措置法令第40条の8第42項及び第43項</u>の規定により行うことに留意する。</p> <p>(解散等をした場合等の意義)</p>

改正後	改正前
<p>70の7—19 . . .</p> <p>また、. . .の規定に該当する場合をいい、「そのみなされた<u>解散の日</u>」とは、同項の「期間の満了の時」をいうことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7—20 . . .</p> <p>この場合において、. . .と、「第40条の8第5項」とあるのは「<u>第40条の8第24項</u>」となることに留意する。</p> <p>(認定贈与承継会社から受けた給与等の意義)</p> <p>70の7—26の2 措置法令第40条の8第25項第5号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)」の意義については、. . .</p> <p>この場合において、70の7—11の2中「<u>措置法令第40条の8第21項第2号</u>」とあるのは「<u>措置法令第40条の8第25項第5号</u>」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。). . .</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7—29 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定贈与承継会社又は株式交換完全子会社等の<u>全ての</u>株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7—29において同じ。)の額</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額又は交換前純資産額</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">2 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">3 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">4 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">5 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">6 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">. . .</p> <p>(3) . . .</p>	<p>70の7—19 . . .</p> <p>また、. . .の規定に該当する場合をいい、「そのみなされた日」とは、同項の「期間の満了の時」をいうことに留意する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7—20 . . .</p> <p>この場合において、. . .と、「第40条の8第5項」とあるのは「<u>第40条の8第23項</u>」となることに留意する。</p> <p>(認定贈与承継会社から受けた給与等の意義)</p> <p>70の7—26の2 措置法令第40条の8第24項第5号に規定する「給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)」の意義については、. . .</p> <p>この場合において、70の7—11の2中「<u>措置法令第40条の8第20項第2号</u>」とあるのは「<u>措置法令第40条の8第24項第5号</u>」と、「経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者(措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。). . .</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算)</p> <p>70の7—29 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定贈与承継会社又は株式交換完全子会社等の<u>すべての</u>株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7—29において同じ。)の額</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額又は交換前純資産額</p> <p>(注) 1 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">2 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">3 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">4 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">5 . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">6 . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p style="padding-left: 2em;">. . .</p> <p>(3) . . .</p>

改正後	改正前
<p>吸収合併存続会社等が、消滅する認定贈与承継会社の<u>全て</u>の株主等に対し交付しなければならない金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額</p> <p>(4)</p> <p>同号の中欄の他の会社が、株式交換完全子会社等の<u>全て</u>の株主等に対し交付しなければならない金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">交換等前純資産額</p> <p>(5)</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{承継純資産額} \times \text{認定贈与承継会社から、当該認定贈与承継会社の<u>全て</u>の株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}</math> </p> <hr/> <p style="text-align: center;">分割前純資産額</p> <p>(注) 1 2 3 4</p> <p>(6)</p> <p>認定贈与承継会社から当該認定贈与承継会社の<u>全て</u>の株主等に対し交付された金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">組織変更前純資産額</p> <p>(注) 1 2</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7—30 措置法令第40条の8第32項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) (2) (3)</p>	<p>吸収合併存続会社等が、消滅する認定贈与承継会社の<u>すべて</u>の株主等に対し交付しなければならない金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額</p> <p>(4)</p> <p>同号の中欄の他の会社が、株式交換完全子会社等の<u>すべて</u>の株主等に対し交付しなければならない金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">交換等前純資産額</p> <p>(5)</p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{承継純資産額} \times \text{認定贈与承継会社から、当該認定贈与承継会社の<u>すべて</u>の株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}</math> </p> <hr/> <p style="text-align: center;">分割前純資産額</p> <p>(注) 1 2 3 4</p> <p>(6)</p> <p>認定贈与承継会社から当該認定贈与承継会社の<u>すべて</u>の株主等に対し交付された金銭等の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">組織変更前純資産額</p> <p>(注) 1 2</p> <p>(みなす充足に該当しないこととなる事由)</p> <p>70の7—30 措置法令第40条の8第31項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。</p> <p>(1) (2) (3)</p>

改正後	改正前
<p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、特例受贈非上場株式等の<u>全て</u>が担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) . . .</p>	<p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、特例受贈非上場株式等の<u>すべて</u>が担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) . . .</p>
<p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7—31 . . . 同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の<u>全て</u>を担保として提供したときに適用されるものであることから、. . . その後に担保財産の変更を行った結果、特例受贈非上場株式等の<u>全て</u>を担保提供している状況が生じても、. . .</p> <p>ただし、. . . <u>措置法令第40条の8第33項</u>に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、. . .</p>	<p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7—31 . . . 同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例受贈非上場株式等の<u>すべて</u>を担保として提供したときに適用されるものであることから、. . . その後に担保財産の変更を行った結果、特例受贈非上場株式等の<u>すべて</u>を担保提供している状況が生じても、. . .</p> <p>ただし、. . . <u>措置法令第40条の8第32項</u>に規定する特定事由が生じた又は生じることが確実と認められるため、. . .</p>
<p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7—32 特例受贈非上場株式等の<u>全て</u>が担保として提供される場合には、. . .</p>	<p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7—32 特例受贈非上場株式等の<u>すべて</u>が担保として提供される場合には、. . .</p>
<p>(特定事由)</p> <p>70の7—33 <u>措置法令第40条の8第33項</u>に規定する「特定事由」とは、. . .</p>	<p>(特定事由)</p> <p>70の7—33 <u>措置法令第40条の8第32項</u>に規定する「特定事由」とは、. . .</p>
<p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7—36 . . . 増担保命令等に応じないため (<u>措置法令第40条の8第33項第2号</u>の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) . . .</p>	<p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7—36 . . . 増担保命令等に応じないため (<u>措置法令第40条の8第32項第2号</u>の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) . . .</p>
<p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7—37 . . . 特例受贈非上場株式等の<u>全て</u>を担保として提供するとき又は<u>措置法令第40条の8第33項</u>の規定により . . .</p>	<p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7—37 . . . 特例受贈非上場株式等の<u>すべて</u>を担保として提供するとき又は<u>措置法令第40条の8第32項</u>の規定により . . .</p>
<p>(措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</p> <p>70の7—39 . . . 経営承継受贈者が有する当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の<u>全て</u>を譲渡等する必要があることに留意する。</p>	<p>(措置法第70条の7第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等)</p> <p>70の7—39 . . . 経営承継受贈者が有する当該特例受贈非上場株式等に係る会社の株式等の<u>すべて</u>を譲渡等する必要があることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7—41 <u>措置法令第40条の8第39項</u>の規定は、・・・</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、<u>措置法令第40条の8第39項</u>・・・</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7—42 <u>措置法令第40条の8第40項</u>の規定は、・・・</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、<u>措置法令第40条の8第40項</u>・・・</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p> <p>70の7—43 <u>措置法令第40条の8第41項</u>に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、・・・<u>措置法令第40条の8第40項</u>の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予))関係]</p> <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の7の2—11 <u>措置法第70条の7の2第1項</u>に規定する「<u>当該納税猶予分の相続税額に相当する担保</u>」とは、・・・</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—14 ……これらの会社のうち措置法令第40条の8の2第7項第1号及び第2号の要件の<u>全て</u>に該当するものに係る非上場株式等が、・・・</p> <p>(1) ……</p> <p>A = ……</p> <p>B = ……</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者 (<u>措置法令第40条の8の2第12項</u>に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a ……</p> <p>b ……</p> <p>(注) ……<u>措置法令第40条の8の2第26項第2号</u>に規定する法人税法第34条又</p>	<p>(免除申請があった場合の延滞税の計算)</p> <p>70の7—41 <u>措置法令第40条の8第38項</u>の規定は、・・・</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、<u>措置法令第40条の8第38項</u>・・・</p> <p>(免除申請があった場合の利子税の計算)</p> <p>70の7—42 <u>措置法令第40条の8第39項</u>の規定は、・・・</p> <p>(注) 免除申請贈与税額と免除をする税額が異なる場合には、<u>措置法令第40条の8第39項</u>・・・</p> <p>(免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき贈与税額)</p> <p>70の7—43 <u>措置法令第40条の8第40項</u>に規定する「同項各号の猶予中贈与税額から同項に規定する免除申請贈与税額を控除した残額に相当する贈与税額」とは、・・・<u>措置法令第40条の8第39項</u>の規定により計算した当該贈与税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の7の2((非上場株式等についての相続税の納税猶予))関係]</p> <p>(相続税の額に相当する担保)</p> <p>70の7の2—11 <u>措置法第70条の7の2第1項</u>に規定する「<u>当該相続税の額に相当する担保</u>」とは、・・・</p> <p>(特例の対象とならない資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の2—14 ……これらの会社のうち措置法令第40条の8の2第7項第1号及び第2号の要件の<u>すべて</u>に該当するものに係る非上場株式等が、・・・</p> <p>(1) ……</p> <p>A = ……</p> <p>B = ……</p> <p>C = 当該いずれかの日以前5年以内において経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者 (<u>措置法令第40条の8の2第11項</u>に規定する者をいう。)がその会社から受けた次のa及びbに掲げる額の合計額</p> <p>a ……</p> <p>b ……</p> <p>(注) ……<u>措置法令第40条の8の2第25項第2号</u>に規定する法人税法第34条又</p>

改正後	改正前
<p>は第36条の規定により・・・</p> <p>(2)・・・</p>	<p>は第36条の規定により・・・</p> <p>(2)・・・</p>
<p>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7の2—14の2 <u>措置法令第40条の8の2第26項第2号</u>に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、・・・</p> <p>この場合において、70の7—11の2中「<u>措置法令第40条の8第21項第2号</u>」とあるのは「<u>措置法令第40条の8の2第26項第2号</u>」と、・・・「<u>経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第11項に規定する者をいう。）</u>」（以下70の7—11の2において「<u>当該経営承継受贈者等</u>という。）とあるのは「<u>経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第12項に規定する者をいう。）</u>」・・・</p>	<p>(認定承継会社から支給された給与等の意義)</p> <p>70の7の2—14の2 <u>措置法令第40条の8の2第25項第2号</u>に規定する「給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益）」の意義については、・・・</p> <p>この場合において、70の7—11の2中「<u>措置法令第40条の8第20項第2号</u>」とあるのは「<u>措置法令第40条の8の2第25項第2号</u>」と、・・・「<u>経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と特別の関係がある者（措置法令第40条の8第10項に規定する者をいう。）</u>」（以下70の7—11の2において「<u>当該経営承継受贈者等</u>という。）とあるのは「<u>経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と特別の関係がある者（措置法令第40条の8の2第11項に規定する者をいう。）</u>」・・・</p>
<p>(特定特別関係会社の意義等)</p> <p>70の7の2—14の3 <u>会社が認定承継会社に該当するかを判定する場合の措置法第70条の7の2第2項第1号ハに規定する特定特別関係会社の意義等については、70の7—11の3（（特定特別関係会社の意義等））を準用する。</u></p> <p><u>この場合において、70の7—11の3中「70の7—11の3」とあるのは「70の7の2—14の3」と、「第70条の7第2項第1号ハ」とあるのは「第70条の7の2第2項第1号ハ」と、「同号ニ」とあるのは「前条第2項第1号ニ」と、「第40条の8第1項第1号」とあるのは「第40条の8の2第1項第1号」となることに留意する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の2—16・・・又は<u>措置法令第40条の8の2第13項</u>に定める医療法人・・・</p>	<p>(認定承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額)</p> <p>70の7の2—16・・・又は<u>措置法令第40条の8の2第12項</u>に定める医療法人・・・</p>
<p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の2—16の2・・・</p> <p>1 当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から<u>措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継会社の当該特例非上場株式等の価額の合計額（債務控除後の金額）</u>を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する（措置</p>	<p>(特例非上場株式等に係る認定承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の2—16の2・・・</p> <p>1 当該特例非上場株式等に係る経営承継相続人等が被相続人から<u>同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたすべての認定承継会社の当該特例非上場株式等の価額の合計額（債務控除後の金額）</u>を当該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第5号の規定により計算する（<u>措置法令第40条の8</u></p>

改正後	改正前
<p>法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)。 (注) . . .</p> <p>2 措置法令第40条の8の2第18項の規定により、. . .</p> <p>3 . . .</p> <p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定) 70の7の2—18 . . .があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第50項及び第51項の規定により行うことに留意する。 (注) . . .</p> <p>(解散等をした場合等の意義) 70の7の2—20 . . .「そのみなされた解散の日」の意義については、70の7—19((解散等をした場合等の意義))を準用する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) 70の7の2—21 . . . この場合において、. . .「第40条の8の2第7項」とあるのは「<u>第40条の8の2第30項</u>」となることに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算) 70の7の2—30 . . . (1) . . . 吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定承継会社又は株式交換完全子会社等の<u>全ての</u>株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7の2—30において同じ。)の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額又は交換等前純資産額</p> <p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . . 4 . . . 5 . . . 6 . . .</p>	<p>の2第15項の規定による100円未満の端数処理は行わない。)。 (注) . . .</p> <p>2 措置法令第40条の8の2第17項の規定により、. . .</p> <p>3 . . .</p> <p>(特例非上場株式等の譲渡等の判定) 70の7の2—18 . . .があったかどうかの判定は、措置法令第40条の8の2第49項及び第50項の規定により行うことに留意する。 (注) . . .</p> <p>(解散等をした場合等の意義) 70の7の2—20 . . .「そのみなされた日」の意義については、70の7—19((解散等をした場合等の意義))を準用する。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義) 70の7の2—21 . . . この場合において、. . .「第40条の8の2第7項」とあるのは「<u>第40条の8の2第29項</u>」となることに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算) 70の7の2—30 . . . (1) . . . 吸収合併存続会社等又は同項の他の会社が、消滅する認定承継会社又は株式交換完全子会社等の<u>すべての</u>株主等に対し交付しなければならない金銭等(株式等以外の金銭その他の資産をいう。以下70の7の2—30において同じ。)の額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">合併前純資産額又は交換等前純資産額</p> <p>(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . . 4 . . . 5 . . . 6 . . .</p>

改正後	改正前
(2)	(2)
(3) . . . 吸収合併存続会社等が、消滅する認定承継会社の <u>全ての</u> 株主等に対し交付しなければならない金銭等の額 ----- 合併前純資産額	(3) . . . 吸収合併存続会社等が、消滅する認定承継会社の <u>すべての</u> 株主等に対し交付しなければならない金銭等の額 ----- 合併前純資産額
(4) . . . 同号の中欄の他の会社が、株式交換完全子会社等の <u>全ての</u> 株主等に対し交付しなければならない金銭等の額 ----- 交換等前純資産額	(4) . . . 同号の中欄の他の会社が、株式交換完全子会社等の <u>すべての</u> 株主等に対し交付しなければならない金銭等の額 ----- 交換等前純資産額
(5) . . . 承継純資産額 × $\frac{\text{認定承継会社から、当該認定承継会社の全ての株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}$ ----- 分割前純資産額	(5) . . . 承継純資産額 × $\frac{\text{認定承継会社から、当該認定承継会社のすべての株主等に対し配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}{\text{吸収分割承継会社等から、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額}}$ ----- 分割前純資産額
(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . . 4 . . .	(注) 1 . . . 2 . . . 3 . . . 4 . . .
(6) . . . 認定承継会社から当該認定承継会社の <u>全ての</u> 株主等に対し交付された金銭等の額 ----- 組織変更前純資産額	(6) . . . 認定承継会社から当該認定承継会社の <u>すべての</u> 株主等に対し交付された金銭等の額 ----- 組織変更前純資産額
(注) 1 . . . 2 . . .	(注) 1 . . . 2 . . .
(みなす充足に該当しないこととなる事由) 70の7の2—31 措置法令第40条の8の2第38項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。	(みなす充足に該当しないこととなる事由) 70の7の2—31 措置法令第40条の8の2第37項第1号の「担保の全部又は一部につき変更があった場合」とは、例えば、次のようなものをいうことに留意する。
(1) . . .	(1) . . .

改正後	改正前
<p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、特例非上場株式等の<u>全て</u>が担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) . . .</p>	<p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>(4) . . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) 担保財産の変更等が行われたため、特例非上場株式等の<u>すべて</u>が担保として提供されていないこととなった場合</p> <p>(8) . . .</p>
<p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7の2—32 . . . 特例非上場株式等の<u>全て</u>を担保として提供したときに適用されるものであることから、. . . その後に担保財産の変更を行った結果、特例非上場株式等の<u>全て</u>を担保提供している状況が生じても、. . .</p> <p>ただし、. . . について<u>措置法令第40条の8の2第39項</u>に規定する特定事由が生じた又は. . .</p>	<p>(担保財産の変更等が行われた場合のみならず充足)</p> <p>70の7の2—32 . . . 特例非上場株式等の<u>すべて</u>を担保として提供したときに適用されるものであることから、. . . その後に担保財産の変更を行った結果、特例非上場株式等の<u>すべて</u>を担保提供している状況が生じても、. . .</p> <p>ただし、. . . について<u>措置法令第40条の8の2第38項</u>に規定する特定事由が生じた又は. . .</p>
<p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7の2—33 特例非上場株式等の<u>全て</u>が担保として提供される場合には、. . .</p>	<p>(譲渡制限株式の担保の取扱い)</p> <p>70の7の2—33 特例非上場株式等の<u>すべて</u>が担保として提供される場合には、. . .</p>
<p>(特定事由)</p> <p>70の7の2—34 <u>措置法令第40条の8の2第39項</u>に規定する「特定事由」とは、. . .</p>	<p>(特定事由)</p> <p>70の7の2—34 <u>措置法令第40条の8の2第38項</u>に規定する「特定事由」とは、. . .</p>
<p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7の2—37 措置法第70条の7の2第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(<u>措置法令第40条の8の2第39項第2号</u>の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) . . .</p>	<p>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</p> <p>70の7の2—37 措置法第70条の7の2第13項の規定により、増担保命令等に応じないため(<u>措置法令第40条の8の2第38項第2号</u>の規定により増担保命令等に応じなかったものとみなす場合を含む。) . . .</p>
<p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7の2—38 . . . 同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例非上場株式等の<u>全て</u>を担保として提供するとき又は<u>措置法令第40条の8の2第39項</u>の規定により特例非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p>	<p>(持分会社の出資の持分等を担保提供できる場合)</p> <p>70の7の2—38 . . . 同条第1項の規定の適用を受けようとする場合に特例非上場株式等の<u>すべて</u>を担保として提供するとき又は<u>措置法令第40条の8の2第38項</u>の規定により特例非上場株式等を再び担保として提供する場合に適用されることに留意する。</p>
<p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p>	<p>(延納申請を行う場合の不動産等の割合の計算における端数処理)</p>

改正後	改正前
<p>70の7の2—39 ……であって当該認定承継会社との間に支配関係（措置法令第40条の8第8項に規定する関係をいう。）がある法人（以下「認定承継会社等」という。）が… 又は措置法令第40条の8の2第13項に定める医療法人の株式等を有する場合には、…</p> <p>（措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等）</p> <p>70の7の2—41 ……</p> <p>（注）1 …… 2 …… 3 ……当該免除に係る措置法第70条の7の2第16項の届出書に措置法令第40条の8の2第42項の書類の添付は要しないことに留意する。</p> <p>（措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等）</p> <p>70の7の2—43 ……経営承継相続人等が有する当該特例非上場株式等に係る会社の株式等の全てを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>（免除申請があった場合の延滞税の計算）</p> <p>70の7の2—45 措置法令第40条の8の2第46項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、…</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第46項の規定により…</p> <p>（免除申請があった場合の利子税の計算）</p> <p>70の7の2—46 措置法令第40条の8の2第47項の規定は、…</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第47項の規定により…</p> <p>（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額）</p> <p>70の7の2—47 措置法令第40条の8の2第48項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、…と、措置法令第40条の8の2第47項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）〕</p>	<p>70の7の2—39 ……であって当該認定承継会社との間に支配関係（措置法令第40条の8第7項に規定する関係をいう。）がある法人（以下「認定承継会社等」という。）が… 又は措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人の株式等を有する場合には、…</p> <p>（措置法第70条の7第1項の適用に係る贈与をした場合の免除税額等）</p> <p>70の7の2—41 ……</p> <p>（注）1 …… 2 …… 3 ……当該免除に係る措置法第70条の7の2第16項の届出書に措置法令第40条の8の2第41項の書類の添付は要しないことに留意する。</p> <p>（措置法第70条の7の2第17項第1号の規定の適用を受けるための譲渡等）</p> <p>70の7の2—43 ……経営承継相続人等が有する当該特例非上場株式等に係る会社の株式等のすべてを譲渡等する必要があることに留意する。</p> <p>（免除申請があった場合の延滞税の計算）</p> <p>70の7の2—45 措置法令第40条の8の2第45項の規定は、措置法第70条の7の2第17項の規定による免除申請書が提出された場合で、…</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第45項の規定により…</p> <p>（免除申請があった場合の利子税の計算）</p> <p>70の7の2—46 措置法令第40条の8の2第46項の規定は、…</p> <p>（注） 免除申請相続税額と免除をする税額が異なる場合には、措置法令第40条の8の2第46項の規定により…</p> <p>（免除申請に伴い担保解除を行う場合に納付すべき相続税額）</p> <p>70の7の2—47 措置法令第40条の8の2第47項に規定する「同項各号の猶予中相続税額から同項に規定する免除申請相続税額を控除した残額に相当する相続税額」とは、…と、措置法令第40条の8の2第46項の規定により計算した当該相続税の額に係る納税猶予期間中の利子税の額の合計額をいうことに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の7の3（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）〕</p>

改正後	改正前
<p>関係] (措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算) 70の7の3—1 (注) 1 Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額(同法第70条の7第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。) Bは、当該贈与者の死亡直前の当該贈与者に係る経営承継受贈者の猶予中贈与税額 Cは、当該贈与者から特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額(措置法第70条の7第2項第5号に規定する納税猶予分の贈与税額をいう。) 2 3</p>	<p>関係] (措置法第70条の7の3第1項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる特例受贈非上場株式等の価額の計算) 70の7の3—1 (注) 1 Aは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から特例対象贈与により取得をした同法第70条の7第1項の特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額 Bは、当該贈与者の死亡直前の当該贈与者に係る経営承継受贈者の猶予中贈与税額 Cは、措置法第70条の7の3第1項の贈与者から特例対象贈与により取得をした同法第70条の7第1項の特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額 2 3</p>
<p>〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))関係] (認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額) 70の7の4—6 特例相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の3第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。)であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の4—6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。)又は措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第13項に定める医療法人(以下70の7の4—6の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の4—6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意す</p>	<p>〔措置法第70条の7の4((非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予))関係] (認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額) 70の7の4—6 特例相続非上場株式等について措置法第70条の7の4第1項の規定の適用を受ける場合において、相続の開始の時に、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社(措置法令第40条の8の3第4項において準用する措置法令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいう。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。)であって当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下70の7の4—6の2までにおいて「特別支配関係法人」という。)が会社法第2条第2号に規定する外国会社(当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。以下70の7の4—6の2までにおいて同じ。)又は措置法令第40条の8の3第7項において準用する措置法令第40条の8の2第12項に定める医療法人(以下70の7の4—6の2までにおいて「外国会社等」という。)の株式等を有するときにおける措置法第70条の7の4第2項第4号に規定する納税猶予分の相続税額(以下70の7の4—6の2までにおいて「納税猶予分の相続税額」という。)の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額は、措置法第70条の7の4第1項の特例受贈非上場株式等の同法第70条の7第1項の</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 ・・・<u>租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成22年省令第17号）附則第22条第3項（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</u></p> <p>3 ・・・</p> <p>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の4—6の2 特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、経営相続承継受贈者が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの経営相続承継受贈者ごとに行うことに留意する。</p> <p>1 当該特例相続非上場株式等に係る経営相続承継受贈者が被相続人から<u>措置法第70条の7の4第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたすべての認定相続承継会社の当該特例相続非上場株式等の価額の合計額（債務控除後の金額）を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する（措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第16項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</u></p> <p>(注) 特例相続非上場株式等の価額は、特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等のそれぞれの当該特例対象贈与の時における価額（<u>措置法第70条の7第2項第5号の特例受贈非上場株式等の価額をいう。</u>）を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時において、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額については、70の7の4—6（（認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額））の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 <u>措置法令第40条の8の3第8項において準用する措置法令第40条の8の2第18項の</u></p>	<p>規定の適用に係る贈与の時における当該認定相続承継会社の株式等の価額を基礎として当該認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が当該外国会社等の株式等を有していなかったものとして措置法令第40条の8の3第8項及び措置法規則第23条の12第3項の規定に基づき計算した価額となることに留意する。</p> <p>この場合において、・・・</p> <p>(注) 1 ・・・</p> <p>2 ・・・<u>平成22年改正措令附則第49条第1項第2号（（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置））の規定により上記と同様の取扱いになることに留意する。</u></p> <p>3 ・・・</p> <p>(特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合の納税猶予分の相続税額の計算)</p> <p>70の7の4—6の2 特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社が2以上ある場合における納税猶予分の相続税額の計算は、次の順により行うことに留意する。</p> <p>この場合において、経営相続承継受贈者が2以上あるときにおける当該計算は、それぞれの経営相続承継受贈者ごとに行うことに留意する。</p> <p>1 当該特例相続非上場株式等に係る経営相続承継受贈者が被相続人から<u>同条第1項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をしたものとみなされたすべての認定相続承継会社の当該特例相続非上場株式等の価額の合計額（債務控除後の金額）を当該経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、同条第2項第4号の規定により計算する（措置法令第40条の8の3第7項において準用する措置法令第40条の8の2第15項の規定による100円未満の端数処理は行わない。）。</u></p> <p>(注) 特例相続非上場株式等の価額は、特例対象贈与により取得をした特例受贈非上場株式等のそれぞれの当該特例対象贈与の時における価額を基礎として計算することに留意する。ただし、相続の開始の時において、特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別支配関係法人が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる当該特例相続非上場株式等の価額については、70の7の4—6（（認定相続承継会社等が外国会社又は医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例相続非上場株式等の価額））の取扱いによることに留意する。</p> <p>2 <u>措置法令第40条の8の3第7項において準用する措置法令第40条の8の2第17項の</u></p>

改正後	改正前
<p>規定により、当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、当該経営相続承継受贈者に係る納税猶予分の相続税額となる。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4—8 . . .</p> <p>この場合において、. . .と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の3第16項の規定により読み替えて適用する<u>同法第40条の8の2第30項</u>」と、. . .</p> <p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p>70の7の4—12 70の7の2—7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2—8((相次相続控除の算式))、70の7の2—10((担保の提供等))～13((常時使用従業員の意義))、<u>70の7の2—14の3((特定特別関係会社の意義等))</u>、70の7の2—17((代表権を有しないこととなった場合の意義))～20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2—22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))～34((特定事由))及び70の7の2—37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))～48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p>(削除)</p>	<p>規定により、当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税額を計算する（同項の規定による100円未満の端数処理を行う。）。</p> <p>3 上記2により算出されたそれぞれの納税猶予分の相続税額の合計額が、当該経営相続承継受贈者に係る納税猶予分の相続税額となる。</p> <p>(確定事由となる資産保有型会社又は資産運用型会社の意義)</p> <p>70の7の4—8 . . .</p> <p>この場合において、. . .と、「第40条の8の2第7項」とあるのは「第40条の8の3第16項の規定により読み替えて適用する<u>同法第40条の8の2第29項</u>」と、. . .</p> <p>(70の7の2関係通達の準用)</p> <p>70の7の4—12 70の7の2—7((申告期限前に全部確定事由が生じた場合))、70の7の2—8((相次相続控除の算式))、70の7の2—10((担保の提供等))～13((常時使用従業員の意義))、70の7の2—17((代表権を有しないこととなった場合の意義))～20((解散等をした場合等の意義))、70の7の2—22((資本金等の額の減少がその効力を生じた日の意義))～34((特定事由))及び70の7の2—37((増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ))～48((2以上の認定承継会社がある場合の担保の取扱い))については、経営相続承継受贈者が措置法第70条の7の4の規定の適用を受ける場合について準用する。</p> <p><u>(平成22年改正前措置法第70条の7、第70条の7の2及び第70条の7の4の規定による非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</u></p> <p><u>70の7の4—13 平成22年改正前措置法第70条の7の規定による非上場株式等についての贈与税の納税猶予の適用を受けているもの、同法第70条の7の2の規定による非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けているもの及び同法第70条の7の4の規定による非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)の附則第124条第6項((相続税及び贈与税の特例に関する経過措置))の規定の適用については、平成22年6月17日付課資2—14ほか2課共同「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」等の一部改正について」通達による改正前の「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」通達の70の7—1((贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式等の意義))から70の7の4—11((70の7の2の関係通達の準用))の取扱いの例による。</u></p>

改正後	改正前
<p>[措置法第70条の12（相続税の物納の特例）関係]</p>	<p>(新設)</p>
<p>(環境大臣の収納確認書の取扱い)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の12-1 税務署長は、物納申請書に添付された収納確認書に基づき、当該物納申請に係る土地が相続税法第42条の物納に充てることができる財産に該当するかどうかの判断及び当該財産の状況に著しい変化が生じていないかどうかの判断を行うのであるから留意する。</u></p> <p><u>なお、この場合には、相続税法基本通達第42-4（管理官庁との協議）に関わらず、当該土地の管理又は処分に関する意見を物納財産の管理官庁に求める必要がないものとして取り扱うことに留意する。</u></p>	